

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の規定に基づく閲覧の方法（平成13年岩手県告示第317号）の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行する。

平成20年3月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>2 閲覧所の場所</p> <p>(1) 政令第5条第2項第2号及び第6条の規定による閲覧並びに第7条第4項の規定により公衆の閲覧に供する事項等のうち同条第1項各号の規定により公表する事項 <u>岩手県庁9階総務部総務室内及び各地方振興局企画総務部内</u></p> <p>(2) 政令第7条第4項の規定により公衆の閲覧に供する事項等のうち同条第2項及び第3項の規定により公表する事項等の閲覧</p> <p>ア 設計額5億円以上の県営建設工事に係る事項等 <u>岩手県庁9階総務部総務室内</u></p> <p>イ 設計額5億円未満の県営建設工事に係る事項等</p> <p>(ア) <u>各地方振興局の所管区域内</u>において施工される県営建設工事（予算規則（昭和39年岩手県規則第12号）第2条第2号に規定する地方公所の長が執行するものに限る。）に係る事項等 <u>当該県営建設工事を所管する地方振興局企画総務部内</u></p> <p>(イ) (ア)以外の県営建設工事に係る事項等 <u>岩手県庁9階総務部総務室内</u></p>	<p>2 閲覧所の場所</p> <p>(1) 政令第5条第2項第2号及び第6条の規定による閲覧並びに第7条第4項の規定により公衆の閲覧に供する事項等のうち同条第1項各号の規定により公表する事項 <u>行政情報センター（岩手県庁舎内に設置されている情報公開窓口をいう。以下同じ。）</u>、<u>行政情報サブセンター（公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則（昭和39年岩手県規則第41号）第3条第1項に規定する合同庁舎等（奥州地区合同庁舎、北上地区合同庁舎、大船渡地区合同庁舎、釜石地区合同庁舎、久慈地区合同庁舎及び二戸地区合同庁舎に限る。）内に設置されている情報公開窓口をいう。以下同じ。）</u>、<u>盛岡地方振興局及び宮古地方振興局企画総務部内並びに県南広域振興局花巻総合支局及び県南広域振興局一関総合支局地域支援部内</u></p> <p>(2) 政令第7条第4項の規定により公衆の閲覧に供する事項等のうち同条第2項及び第3項の規定により公表する事項等の閲覧</p> <p>ア 設計額5億円以上の県営建設工事に係る事項等 <u>行政情報センター</u></p> <p>イ 設計額5億円未満の県営建設工事に係る事項等</p> <p>(ア) <u>広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局が所管するそれぞれの区域内</u>において施工される県営建設工事（予算規則（昭和39年岩手県規則第12号）第2条第2号に規定する地方公所の長が執行するものに限る。）に係る事項等 <u>行政情報サブセンター、盛岡地方振興局及び宮古地方振興局企画総務部内並びに県南広域振興局花巻総合支局及び県南広域振興局一関総合支局地域支援部内</u></p> <p>(イ) (ア)以外の県営建設工事に係る事項等 <u>行政情報センター</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	